



EIZO グリーン調達基準

2024 年 9 月
EIZO株式会社

目次

環境・エネルギー基本方針	3
1. はじめに	4
2. 目的	4
3. 適用範囲	4
4. EIZO グリーン調達要件	4
5. 管理対象化学物質	5
5.1. 含有禁止物質	5
5.2. 監視対象物質	8
5.3. 報告対象物質	9
6. 環境関連調査および当社指定の調査フォーマットについて	10
6.1. 環境情報調査	10
6.1.1. 調査項目	10
6.1.2. 追加要求 - 「EIZO 環境要求」	11
6.2. 化学物質調査	14
6.2.1. 追加要求 - 「化学物質調査」	14
6.3. 含有化学物質分析データ提出	15
7. 仕入先様における社内管理について	15
7.1. 化学物質管理体制	15
7.2. 禁止物質含有部品の識別管理	15
8. 書類・データの提出先	16
改訂履歴	19

環境・エネルギー基本方針

EIZO グループは、環境に調和した企業活動が重要な経営課題の一つであると認識し、常に環境への影響に配慮し、資源の有効利用、気候変動緩和への取組み、生物多様性及び生態系の保護を含む環境保全、汚染予防、環境リスクの低減に努め、社会の持続可能な発展に貢献します。

1. 環境保全及びエネルギーの有効活用に関する法令・規則及びその他の要求事項を遵守する。
2. 環境に配慮した製品・サービスを提供し、環境負荷の低減を推進し、汚染予防に努める。
3. 企業活動において、持続可能な資源の利用、汚染防止、グリーン購入、エネルギー利用の高効率化、温室効果ガス排出の抑制に取り組む。
4. 企業活動と調和した環境・エネルギーマネジメントシステムを構築し、目標を設定、実行、評価し、継続的な改善を行う。
5. 環境保全と持続可能でクリーンなエネルギー利用の意識及び活動の向上のために、社員に対する啓発活動を推進する。

1. はじめに

EIZO 株式会社（以降、当社）は、地球環境保全のため環境・エネルギー基本方針に基づいた事業活動を行ない、循環型経済社会の構築を目指し、環境に配慮した製品作りに取り組んでいます。

環境保全活動の維持、向上を図り、社会、顧客の要望に応えるため、また、世界各国で目まぐるしく変化する環境法規制・規格への迅速な対応を図り、社会的責任を果たすために、資材調達活動の指針として「グリーン調達基準」を作成しています。

当社では、従来の品質、価格、納期、サービス、技術力等に加え、環境負荷低減、環境保全活動に積極的な仕入先様との取引を優先し、また、必要な品質、機能、経済的合理性に加え、環境に配慮された製品、部品、材料（包装仕様含む）を優先的に採用します。

環境に配慮した製品提供の推進は、当社だけで成しえられるものではなく、仕入先様のご理解とご協力なくして進めることは不可能です。仕入先様と共同で推進したく、本運用が有効となるように社会的背景と主旨をご理解の上、環境負荷低減活動、並びに継続的維持改善の推進を強くお願いします。

2. 目的

環境保全活動に積極的な仕入先様との取引を優先し、環境負荷の少ない製品、部品、材料を積極的に採用し、当社の事業活動に伴う環境負荷の低減を図ると共に、環境に配慮した製品の市場拡大に貢献することを目的とします。

3. 適用範囲

本基準は、当社が設計・製造する製品、設計委託・製造委託して販売する製品、または完成品を購入して販売する製品に使用する全ての電気・電子部品、機構部品、材料（テープ、はんだ、接着剤、塗料などの副資材を含む）に適用します。ただし当社への納入時に輸送保護の目的で使用される包装材の内、当社の最終製品として使用されないものは対象外とします。最終製品への使用が不明な場合は、当社の開発部門または資材部門にご確認ください。

4. EIZO グリーン調達要件

EIZOグリーン調達は、以下に記す①～③の項目に対応いただくことを要件としています。

- ① 「EIZO サプライヤー行動規範」（下記 URL 参照）の「環境保全」に定める要求が遵守され、また貴社サプライチェーン上流に対する化学物質管理要求を含む、貴社での化学物質管理体制が構築されていること。化学物質管理については別途依頼する「製品含有化学物質管理に関する調査」で確認させていただきます。
<https://www.eizo.co.jp/sustainability/social/supplychain/#anchor03>
- ② 当社へ納入頂く個別の部品（サブアセンブリー品を含む）、材料、及び製品購入する部材が、本基準で定める含有禁止物質の基準を満たすこと。
- ③ 当社へ納入頂く個別の部品（サブアセンブリー品を含む）、材料、及び製品購入する部材に対する正しい含有化学物質および環境情報が当社指定調査フォーマット（EIZO MIS ファイル及び chemSHERPA-AI ファイル）で提供されること。

* chemSHERPA：製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム <https://chemsherpa.net/>

②、③の詳細については第5章以降で記述致します。

5. 管理対象化学物質

5.1. 含有禁止物質

当社への納入品に対して、国内外の各種法規制にて定められた規制化学物質の含有を禁止しています。関連法規制を表1に、含有禁止物質を表2-1に示します。表2-1の物質について基準値を満たす必要があります。

【表 1】 禁止物質関連法規制

制定地域	法規制
全地域	「モントリオール議定書」(付属書 A,B,C,E 記載の化学物質)
全地域	「ストックホルム条約 (POPs)」(付属書 A,B,C 記載の化学物質)
日本	「化学物質の審査および製造などの規制に関する法律 (化審法)」(第 1 種特定化学物質)
日本	「労働安全衛生法 (安衛法)」(製造禁止物質)
日本	「毒物・劇物取締法」(特定毒物)
日本	「核物質および原子炉の規制に関する法律 (原子炉等規制法)」核物質
欧州	「電気・電子機器における特定有害物質の使用制限(RoHS 指令 2011/65/EU)」
欧州	「化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する欧州議会及び理事会規則(REACH 規則 No.1907/2006)」 (Annex XVII 制限物質)
欧州	「残留性有機汚染物質に関する欧州議会及び理事会規則 (POPs 規則 (EU)2019/1021)」
欧州	「包装および包装廃棄物に関する欧州議会および理事会指令 (94/62/EC)」(規制重金属)
欧州	「フッ素系温室効果ガス規制 (F ガス規則 (EU) 2024/573)」
欧州	「オゾン層破壊物質規則 ((EU) 2024/590)」
スイス	「化学品リスク低減令」
ドイツ	「ProdSG 法」における GS マーク (AfPS GS 2019:01 PAK)
デンマーク	「ホルマリン法令」
フランス	「循環経済法」
米国	「有害物質規制法 (TSCA : Toxic Substances Control Act)」
カリフォルニア	「プロポジション 65」
カナダ	「環境保護法、特定有害物質禁止規則」
欧州(*)	「電池および廃電池に関する欧州議会及び理事会規則 (電池規則 (EU)2023/1542)」
米国(*)	「水銀含有および充電式電池管理法 (Public Law 104-142)」
中国(*)	「亜鉛負極式一次電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制に関する要求事項 (GB 24427-2021)」
台湾(*)	「乾電池の製造、輸入、販売に関する規制」
インド(*)	「電池廃棄物管理規則 (Battery Waste Management Rules) 」

(*) : 電池関連法規制

【表 2-1】 含有禁止物質 *1 *2

No.	物質名	基準値	主な関連法規制
1	アスベスト類	意図的添加禁止 かつ 1000ppm 以下	REACH Annex XVII TSCA、安衛法
2	特定アミンを生成するアゾ染料・顔料	30ppm 以下(a) 人の皮膚または口腔に恒常的に接触する 繊維・革製品のみ対象	REACH 規則 Annex XVII
3	カドミウム及びその化合物	100ppm 以下 *3 *4 *5	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII
4	六価クロム化合物	1000ppm 以下 *3 *4 *5 皮革製品は皮革中に 3ppm 未満	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII
5	鉛及びその化合物	1000ppm 以下 *3 *4 *5 外部ケーブルは被覆中に 300ppm 未満	RoHS 指令 REACH 規則 Annex XVII プロポジション 65

No.	物質名	基準値	主な関連法規制
6	水銀及びその化合物	1000ppm 以下 *3 *4 *5	RoHS 指令
7	オゾン層破壊物質 (モントリオール議定書 Annex A, B, C, E および 表 5-2 に掲載の物質)	意図的添加禁止	モントリオール議定書、オゾン層破壊物質規則
8	パーフルオロオクタンスルホン酸 とその塩及び誘導体 (PFOS) *6	意図的添加禁止 かつ 1000ppm 未満 被覆材の場合は 1µg/m ² 未満	化審法、POPs 規則
9	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB 類)	意図的添加禁止 *7 かつ 1000ppm 以下 *5	RoHS 指令 化審法、POPs 規則
10	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE 類)	意図的添加禁止 かつ 1000ppm 以下 *5	RoHS 指令、TSCA REACH 規則 Annex XVII 化審法、POPs 規則
11	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB 類)	意図的添加禁止	化審法、TSCA
12	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT 類)	50ppm 以下	REACH 規則 Annex XVII
13	短鎖型塩化パラフィン (C10-C13)	意図的添加禁止 かつ 1500ppm 未満	化審法、POPs 規則
14	三置換有機スズ化合物	スズ含有濃度 1000ppm 未満(a)	REACH 規則 Annex XVII
15	ビス(トリブチルスズ)=オキシド (TBTO)	意図的添加禁止 かつ スズ含有濃度 1000ppm 未満(a)	REACH 規則 Annex XVII 化審法
16	ポリ塩化ナフタレン類 (塩素数が 1 以上)	意図的添加禁止	化審法、POP s 規則
17	ジメチルホルムアミド (DMF)	0.1ppm 以下(a)	REACH 規則 Annex XVII
18	放射性物質	意図的添加禁止	原子炉等規制法
19	ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm 以下 (対象は木材製品、繊維製品のみ)	ドイツ化学品禁止則 ホルマリン法令
20	ヘキサクロロベンゼン	意図的添加禁止 かつ 10ppm 以下	化審法、POP s 規則
21	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的添加禁止	化審法
22	ジブチルスズ化合物 (DBT)	スズ含有濃度 1000ppm 以下(a)	REACH 規則 Annex XVII
23	ジオクチルスズ化合物 (DOT)	スズ含有濃度 1000ppm 以下(a) ただし、以下の用途のみを対象 ・皮膚に接触することを意図した繊維製アー ティクル ・壁および床の被覆材 ・2 液室温硬化モールドキット	REACH 規則 Annex XVII
24	ヘキサブROMシクロデカン (HBCDD)	意図的添加禁止 かつ 100ppm 以下	化審法、POP s 規則
25	特定多環芳香族炭化水素 (PAH) 対象物質および基準値の詳細は【表 2-2】を参照	・外装部の樹脂および塗装に対し GS カ テゴリ 3 の基準値以下 ・リモコン外装部の樹脂および塗装は GS カ テゴリ 2 の基準値以下	REACH Annex XVII GS マーク
26	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル	意図的添加禁止 かつ 5ppm 以下	化審法、POPs 規則
27	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル (DEHP) フタル酸ブチルベンジル (BBP) フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) フタル酸ジイソブチル (DIBP)	各物質は 1000ppm 以下 可塑化材料中に 4 物質合計 1000ppm 未満(a)	RoHS 指令、 REACH 規則 Annex XVII
28	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOA) *9とその塩及び PFOA 関 連物質	意図的添加禁止 かつ ・PFOA、その塩：25ppb 以下 ・PFOA 関連物質：1 つまたは複数の組み 合わせの合計濃度が 1000ppb 以下	化審法、POP s 規則
29	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))	意図的添加禁止	TSCA
30	ペンタクロロチオフェノール (PCTP)	1%以下	TSCA
31	炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩及び C9-C14 PFCA 関連物質	・C9-C14 PFCAs とその塩：合計濃度が 25ppb 未満(a) ・C9-C14 PFCA 関連物質：合計濃度が 260ppb 未満(a)	REACH 規則 Annex XVII
32	フッ素系温室効果ガス *8	意図的添加禁止	F ガス規制

No.	物質名	基準値	主な関連法規制
33	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) ^{*9} とその塩及び PFHxS 関連物質	意図的添加禁止 かつ ・PFHxS とその塩：濃度が 25ppb 未満 ・PFHxS 関連物質：合計濃度が 1000ppb 未満	化審法、POP s 規則、 スイス化学品リスク低減令
34	1～7 個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素 (MOAH)	包装材、印刷物 ^{*10} に使用されるインク中 ・当該物質の濃度が 0.1%未満 ・3～7 個の芳香環を含む MOAH の濃度は 1ppm 未満	フランス循環経済法
35	16～35 個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素 (MOSH)	包装材、印刷物 ^{*10} に使用されるインク中 ・当該物質の濃度が 0.1%未満	フランス循環経済法
36	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18 -ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10] オクタデカ-7,15-ジエン (デクロンプラス)の anti 異性体と syn 異性体やそれらの混合物	意図的添加禁止 かつ 1ppm 以下(a)	ストックホルム条約
37	(2- (3,5-ジ-tert-アミル-2-ヒドロキシフェニル) ベンゾ トリアゾール) (略称:UV-328)	意図的添加禁止 かつ 1ppm 以下(a)	ストックホルム条約
38	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	意図的添加禁止 かつ 合計濃度が 100ppm 未満 (対象は繊維製品のみ)	米国カリフォルニア州法

*1： 基準値の濃度に関して、指定無き場合は均質材料中の重量パーセント濃度とし、(a)の記載がある濃度は最小 Article 中の重量パーセント濃度とします。

*2： 法令の範囲内での特定用途の使用に関して、担当部門より個別の指示を行う場合があります。

*3： 電池、蓄電池中の化学物質は表 1 に示す電池関連の法規制要求に適合することとします。

*4： 包装材中の重金属（カドミウム、六価クロム、鉛、水銀）について、意図的添加禁止かつ合計含有濃度が均質材料重量比で 100ppm 未満とします。

*5： RoHS 指令適用除外項目：RoHS 指令では制定時の技術水準を考慮し適用除外項目が定められています。除外項目の詳細は以下の指令本文を参照ください（下記指令以降に更新された除外項目も有効）。

ただし、除外項目で満了日が設定されているものは、満了日の 1 年前までに必要な対応を完了願います。

・RoHS 指令：<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX:32011L0065>

*6： PFOS は下記分子式の物質が対象

$C_8F_{17}SO_2X$ (X = OH、金属塩 (O-M⁺)、ハロゲン化物、アミド、およびポリマーを含むその他の誘導体)

*7： ヘキサブロモビフェニルが対象

*8： 表 5-1 に掲載の物質および GWP(地球温暖化係数)150 以上のフッ素系温室効果ガス

*9： 分岐異性体を含む

*10： 製品と一体化するラベル等の印刷物は対象外

【表 2-2】REACH および GS マークにおける PAH に関する要求（玩具のみに関連するカテゴリは省略）

パラメータ	REACH Annex XVII	GS カテゴリ 1 *1	GS カテゴリ 2 *1	GS カテゴリ 3 *1
対象範囲	人の皮膚または口腔と直接長時間あるいは短時間反復的に接触するゴムまたはプラスチック	口の中で使われることが意図された材料、玩具や 3 歳までの子供向けに使われ、長時間(30 秒以上)皮膚に触れることが意図されている材料	カテゴリ 1 に当てはまらない材料で、一定の時間(30 秒以上)、または繰り返し短時間皮膚に触れる材料	カテゴリ 1 および 2 に当てはまらない材料で、一定の時間(30 秒未満)皮膚に触れる材料
ベンゾ(a)ピレン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(e)ピレン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(a)アントラセン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1

ベンゾ(b)フルオランテン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(j)フルオランテン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(k)フルオランテン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
クリセン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ジベンゾ(a,h)アントラセン mg/kg	< 1	< 0.2	< 0.5	< 1
ベンゾ(ghi)ペリレン mg/kg	-	< 0.2	< 0.5	< 1
インデノ(1,2,3-cd)ピレン mg/kg	-	< 0.2	< 0.5	< 1
フィナントレン、ピレン、アントラセン、フルオランテン mg/kg	-	合計<1	合計< 10	合計< 50
ナフタレン mg/kg	-	< 1	<2	< 10
合計 15 PAH mg/kg	-	< 1	< 10	< 50

REACH Annex XVII PAH : <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32013R1272&from=EN>

GS マーク PAH : https://www.baua.de/DE/Aufgaben/Geschaeftsfuehrung-von-Ausschuessen/AfPS/pdf/AfPS-GS-2019-01-PAK-EN.pdf?__blob=publicationFile&v=4

*1 : GS カテゴリ 1,2,3 の区分は EIZO 製品の状態で区分のため、部品としてどのカテゴリに該当するか不明な場合は、当社開発部門の各担当者までお問い合わせください。また、PAH 基準適合証明のため、ISO17025 認定機関による材料分析データ提出をお願いする場合があります。

5.2. 監視対象物質

製品販売国の法令や各種環境規格に従い、今後の代替準備や届出、登録、社外への情報提供等を目的として、表2-3に示す物質の含有状況を監視します。含有状況をchemSHERPAで報告ください。

【表 2-3】監視対象物質リスト

No.	物質名	報告対象基準値 *1	主な関連法規/規格	CAS 番号 (chemSHERPA 管理対象基準 ID*2)	監視目的
1	中鎖塩素化パラフィン (MCCP C14-C17)	意図的添加または 1000ppm	ストックホルム条約、 RoHS 指令	- (IC02)	代替準備 (禁止予定物質)
2	長鎖パーフルオロカルボン酸 (LC-PFCA) *4 とその塩及び LC-PFCA 関連物質	意図的添加	ストックホルム条約	- (IC01、IC02)	代替準備 (禁止予定物質)
3	テトラブロモビスフェノール A(TBBP-A)	1000ppm	RoHS 指令	79-94-7	代替準備 (禁止予定物質)
4	デカブロモジフェニルエタン(DBDPE)	意図的添加	カナダ特定有害物質禁止規則	84852-53-9	代替準備 (禁止予定物質)
5	パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)	意図的添加	TSCA、米国 ME 州 PFAS 汚染防止法 (LD1503)	- (IC01、IC02)	届出対象、代替準備
6	ホルムアルデヒド	成形品からの放出濃度 0.080mg/m ³ (家具、木材ベースの成形品は 0.062mg/m ³)	REACH 規則 Annex XVII	50-00-0 (LR07)	含有禁止物質に対する対象範囲拡大の影響確認 (基準値変更予定)

No.	物質名	報告対象 基準値 *1	主な関連法規/規格	CAS 番号 (chemSHERPA 管理対象基準 ID*2)	監視目的
7	パーフルオロオクタンスルホン酸 とその塩及び誘導体 (PFOS)	意図的添加または ・PFOS とその塩：濃 度が 25ppb ・PFOS 関連物質： 合計濃度が 1000ppb	POPs 規則	- (LR05)	含有禁止物質に対 する閾値減少の影響 確認 (基準値変更予定)
8	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	意図的添加または 75ppm	化審法、POP s 規則	25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8 (LR01、LR05)	含有禁止物質に対 する閾値減少の影響 確認 (基準値変更予定)
9	REACH 認可対象物質	1000ppm(a)	REACH 規則 Annex XIV, IEEE 1680.1-2018	- (LR06)	社外への情報提供、 代替準備、特定製 品での使用禁止
10	REACH 認可対象候補物質(SVHC)	1000ppm(a)	REACH 規則	- (LR06)	社外への情報提供
11	プロポジション 65 list 物質	意図的添加	プロポジション 65	- (IC01、IC02、 LR08)	社外への情報提供
12	ベリリウムおよびベリリウム化合物	1000ppm	IEEE 1680.1-2018	7440-41-7 他 (IC01)	特定製品での使用 禁止
13	レアアース*3	意図的添加	フランス 政令第 2022-748 号	- (IC01)	社外への情報提供

*1： 指定無き濃度は均質材料中の重量パーセント濃度とし、(a)の記載がある濃度は最小 Article 中の重量パーセント濃度とします。

*2： 5.3 項 表 2-4 参照

*3： スカンジウム、イットリウム、ランタン、セリウム、プラセオジウム、ネオジウム、プロメチウム、サマリウム、ユーロビウム、ガドリニウム、テルビウム、ジス
プロシウム、ホルミウム、エルビウム、ツリウム、イッテルビウム、ルテチウム

*4： 炭素数 9~21 (ただし炭素数 14 までは含有禁止物質に指定済み)

5.3. 報告対象物質

下表2-4に示す法規制・標準の対象となる物質を報告対象とします。これらの物質はchemSHERPAにおいて定められて
いる報告が必須な管理対象物質であり、5.2項の監視対象物質を含め、製品に含有される場合はchemSHERPAにて報
告をお願いします。詳細はchemSHERPAデータ作成支援ツールに付属の
chemSHERPA_Managed_substance_list (Excelファイル)を参照ください。

【表 2-4】 報告対象物質の対象法規制・標準リスト

chemSHERPA 管理対象基準 ID	対象法規制・標準
LR01	(日本) 化審法 第一種特定化学物質
LR02	(米国) 有害物質規制法 (TSCA) 使用禁止または制限物質 (第 6 条)
LR04	(EU) RoHS 指令 Annex II
LR05	(EU) POPs 規則 Annex I
LR06	(EU) REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および Annex XIV (認可対象物質)

chemSHERPA 管理対象基準 ID	対象法規制・標準
LR07	(EU) REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)
LR08	(EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances

6. 環境関連調査および当社指定の調査フォーマットについて

部品、材料、及び製品購入する部材の環境情報と化学物質は下記フォーマットによる調査をお願いします。

6.1. 環境情報調査

EIZO MISファイル Ver.2.3以降を使用し調査します。EIZO MISファイルは、環境に関する各国の法令禁止物質の非含有宣言、さらに当社に關係する環境規格要求への適合宣言および必要情報のご提供を目的とします。

当社での部品、材料の採用段階において当社品目番号毎に下表3-1の各項目に対する確認結果をEIZO MISファイルに記入し電子データで提出して頂きます。但し、シリーズ部品などで当社の一つの納入仕様書に複数の部品を取り交わす場合は、1つのデータファイルに最大100品目まで纏めて提出が可能です。

6.1.1. 調査項目

EIZO MISファイルの調査項目の詳細は表3-1を参照ください。MISファイルの操作方法や記入方法等については当社Webページに掲載する「EIZO MISファイル/chemSHERPA-AIファイル記入マニュアル(RC02-063*)」をご確認ください。
(<https://www.eizo.co.jp/sustainability/environment/green/>)

【表 3-1】 EIZO MIS ファイルの調査項目

項目	対象品目・対象物質・判定条件	回答選択肢
含有禁止物質	■対象品目： 全ての納入品目 ■対象物質： 【表 2-1】に記載の物質 ■判定条件： 対象品目が【表 2-1】の全て基準値を満たす場合は「適合」、それ以外は「不適合」とします。	以下より選択 ・適合 ・不適合
EIZO 環境要求	■対象品目： 全ての納入品目 ■判定条件： 対象品目が 6.1.2 項の基準を全て満たす場合は「適合」、それ以外は「不適合」とします。 「不適合」の場合は上部「追加情報（コメント）」欄に不適合となる要求番号と理由を記入ください。	以下より選択 ・適合 ・不適合

プラスチック中の 環境負荷物質	■対象品目：下記の①～⑤の品目、または下記①～⑤を含む品目 ① プラスチック部品（外装部品のみ 0.5g 以上、それ以外は 25g 以上が対象） ② プリント基板 ③ ケーブル類（電源コード、外部ケーブル） ④ 電源用インレット（ソケット含む） ⑤ ハーネス類（FFC 含む） ■判定条件：対象品目のプラスチック中に基準値 1000ppm を超える下記物質を含有しない場合は「非含有」、含有する場合は「含有」とします。対象品目に該当しない場合は「対象外」とします。 A) 臭素/塩素または臭素/塩素を含む化合物 B) リンまたはリンを含む化合物 <u>対象品目のプラスチック中に添加剤(難燃剤/可塑剤/ビニルポリマー安定剤)を含む場合はその情報を表に記入ください。⑤ハーネス類は可塑剤のみの記入で可とします。</u> ※「GS ベンチマーク」：GreenScreen 評価(下記 URL または TCO 認定リスト参照)に基づく添加剤物質のベンチマークの値を選択。 https://tcocertified.com/updates-and-changes/benchmarking-chemicals-with-greenscreen-in-tco-certified/ ※「TCO 認定リスト掲載」：TCO 認定リスト(下記 URL 参照)への添加剤物質の掲載有無を選択。 https://tcocertified.com/industry/accepted-substance-list/	以下より選択 ・非含有 ・含有 ・対象外
電池・蓄電池	■対象品目：すべての納入品目 ■判定条件：対象品目が電池・蓄電池を内蔵する、もしくは電池・蓄電池そのものである場合は「該当」、そうでない場合は「非該当」を右欄で選択してください。	以下より選択 ・非該当 ・該当
赤リン	■対象品目：プラスチック部を含むすべての納入品目 ■判定条件：対象品目のプラスチック中に意図的な赤リンの含有がない場合は「非含有」、ある場合は「含有」とします。対象品目に該当しない（プラスチックを含まない）場合は「対象外」とします <u>含有の場合は赤リンの含有状況を下表に記入ください。</u>	以下より選択 ・非含有 ・含有 ・対象外

6.1.2. 追加要求 - 「EIZO 環境要求」

「EIZO環境要求」は、当社の製品が取得する環境規格に応じて、部品をカテゴリ分類し、カテゴリ毎に化学物質の禁止や材料表示などの要件を個別に追加・設定したものです。

複数のカテゴリに該当する場合、または複数のカテゴリの品目を含む場合には、全て要求対象となります。当社に納入頂く部品においては、原則として「EIZO環境要求」に適合することが必要です。

【表 4-1】 EIZO 環境要求： A. 「FPD モジュール」

要求番号	要求内容
A-1	光源に水銀を含有しないこと。
A-2	25g 以上のプラスチック部品の金属化または金属部品のインサートを行っていない。ただし、一般工具で切断破砕などにより容易に金属を分離できるインサートを除く。
A-3	プリント基板、ハーネス類、プラスチック部品については EIZO 環境要求 B,C2,F の各要求を満足していること。
A-4	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）
A-5	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-2】 EIZO 環境要求： B. 「プリント基板」

要求番号	要求内容
B-1	使用している全ての添加剤(難燃剤、可塑剤、ビニルポリマー安定剤)について、材料タイプ（臭素系またはリン系等）、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値等を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の添加剤のリストは https://tcocertified.com/industry/accepted-substance-list// に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない添加剤については U（Unspecified）を記載する。当社開発部門や資材部門から材料タイプ、ベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。
B-2	ハロゲンフリー基板に対して、当社開発部門や資材部門からの指定がある場合には、納入仕様書に分析試験レポートを添付し、臭素・塩素の含有が閾値以下であることを示す。
B-3	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）

【表 4-3】 EIZO 環境要求： C. 「ケーブル類（電源コード、外部ケーブル）、電源用インレット（ソケット含む）」

要求番号	要求内容
C-1	使用している全ての添加剤(難燃剤、可塑剤、ビニルポリマー安定剤)について、材料タイプ（臭素系またはリン系等）、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値等を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の添加剤のリストは https://tcocertified.com/industry/accepted-substance-list// に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない添加剤については U（Unspecified）を記載する。当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。 また、電源コード、ケーブルの納入仕様書提出時には、使用可塑剤の宣言書(当社書式)を添付するものとする。
C-2	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）
C-3	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-3a】 EIZO 環境要求： C2. 「ハーネス類（FFC 含む）」

要求番号	要求内容
C2-1	使用している全ての可塑剤について、材料タイプ（臭素系またはリン系等）、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値等を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の可塑剤のリストは https://tcocertified.com/industry/accepted-substance-list// に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない可塑剤については U（Unspecified）を記載する。当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。
C2-2	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）
C2-3	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-4】 EIZO 環境要求： D. 「電気電子部品全般」

要求番号	要求内容
D-1	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）

【表 4-5】 EIZO 環境要求： E. 「電池、蓄電池」

要求番号	要求内容
E-1	電源のために使用される蓄電池は少なくとも 500 回充電できる。
E-2	〔国内〕 小型充電式電池は電池工業会小型充電式電池の識別表示ガイドラインに従ってラベル付けされている。
E-3	納入製品に組み込まれた電池や蓄電池は工具を使わずにまたは一般的な工具で安全に分離が可能であり、分離方法に関する情報を提供できる。
E-4	電池規則((EU)2023/1542)に従った表示がされている。
E-5	電池規則((EU)2023/1542)に基づき、CE 宣言書やその他必要な情報や文書の提供が可能である。

【表 4-6】 EIZO 環境要求： F. 「プラスチック部品」

要求番号	要求内容
F-1	25g 以上のプラスチック部品（光学部品を除く）はリサイクル可能な材料である。
F-2	25g 以上のプラスチック部品、および当社製品の外装に使用される 0.5g 以上のプラスチック部品 ^{*1} はハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を含有していない。ただし、特性改善のための 0.5%以下のフッ素添加物を除く。
F-3	25g 以上のプラスチック部品は EU CLP 規則 (EC) No.1272/2008 において発癌性、変異原性、または生殖毒性の区分が 1A または 1B に分類される物質を含有しない。
F-4	25g 以上のプラスチック部品は ISO 11469 および ISO 1043-1,-2,-3,-4 に従って材料表示されている。但し、光学部品のように技術的に困難な場合を除く。FPD モジュール等で使用される導光板はモジュール上にラベルなどにより表示する。
F-5	使用している全ての添加剤（難燃剤、可塑剤、ビニルポリマー安定剤）について、材料タイプ（臭素系またはリン系等）、GreenScreen 評価に基づくベンチマークの値等を MIS ファイルに記載する。ベンチマーク 2 以上の添加剤のリストは https://tcocertified.com/industry/accepted-substance-list/ に公開されている最新の TCO Certified Accepted Substance List を参照。ベンチマークが決定していない添加剤については U (Unspecified) を記載する。当社開発部門や資材部門からベンチマークの指定がある場合には指定に従うものとする。
F-6	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

*1: 使用部位が不明な場合は当社担当部門にお問い合わせください。

【表 4-7】 EIZO 環境要求： G. 「金属部品」

要求番号	要求内容
G-1	金属材料はリサイクル可能な材料である。（本項は板金部品等の単体金属部品のみが対象）
G-2	カドミウムは基準値を超えて含有しない。（基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可）
G-3	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-8】 EIZO 環境要求： H. 「印刷物」（未印刷の印刷用紙、ラベルを含む）

要求番号	要求内容
H-1	取扱説明書（セットアップガイド等の添付物を含む）の紙は無塩素漂白されている。

【表 4-9】 EIZO 環境要求： I. 「包装材」

（仕入先様より EIZO への部品納入時のみの使用を目的とした包装材は対象外）

要求番号	要求内容
I-1	包装材は、EU 委員会決定 97/129/EC に従った材料表示がされている。なお、リサイクルマークを含めた表示の詳細、また印刷や成形工程の無い無地品に対する、表面積や形状、素材の都合で表示が困難な場合の対応については、当社開発部門や資材部門に確認の上、指定に従うものとする。
I-2	包装に使われている紙（段ボールを除く）およびプラスチック製部品には資源有効利用促進法に基づく材料表示がなされている。ただし、印刷や成形工程の無い無地品や、表面積や形状、素材の都合で表示が困難な場合は、当社開発部門や資材部門に確認の上、指定に従うものとする。
I-3	包装材は、単一材料又は容易に単一材料に分離可能で、かつリサイクル可能な材料を使用している。
I-4	厚紙、箱、パルプモールドは、少なくとも 85%以上の古紙を使用している。
I-5	包装用プラスチック部品中にハロゲンを含むポリマーまたは有機ハロゲン化合物を含有していない。
I-6	漂白は塩素フリー（ECF または TCF）である。
I-7	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

【表 4-10】 EIZO 環境要求： J. 「その他(A～I 以外)の部品」

要求番号	要求内容
J-1	カドミウムは基準値を超えて含有しない。(基準値：均質物質中に 100ppm 以下、RoHS 除外用途の適用は不可)
J-2	6.2.1 項に従って、10g 以上の各構成材料について、主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA 管理対象外の物質を含む)を chemSHERPA で報告する。

6.2. 化学物質調査

chemSHERPA-AIを使用して調査します。chemSHERPA-AIは、アーティクル（部品や成形品等の別称）が含有する化学物質等の情報を適切に管理し、サプライチェーンにおける円滑な化学物質情報開示・伝達の仕組みを普及させることを目的とした、アーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が運営する化学物質調査フォーマットです。

当社での部品、材料の採用段階において当社品目番号毎に材料構成、及び化学物質使用量をchemSHERPA-AIファイルに基づいてご記入の上、電子データでご提出ください。

なおchemSHERPAの管理対象物質(chemSHERPAツールに付属の管理対象物質リスト参照)の含有情報についてはすべて報告をお願いします。特に、半年に一度更新されるREACH SVHC認可対象候補物質(Candidate List掲載物質)は、管理対象物質が整合するバージョンでの提出をお願いします。また部品承認時点で期限外となるバージョンのchemSHERPAは受領できませんのでご注意ください。

記入方法やツールの操作方法等については当社Webページに掲載する「EIZO MISファイル/chemSHERPA-AIファイル記入マニュアル(RC02-063)」、及びchemSHERPA Webサイトをご確認ください。

(当社 ホームページ <https://www.eizo.co.jp/sustainability/environment/green/>)

(chemSHERPA ホームページ <https://chemsherpa.net/>)

6.2.1. 追加要求 - 「化学物質調査」

6.1.2項のA.FPDモジュール、C.ケーブル類（電源コード、外部ケーブル）、電源用インレット(ソケット含む)、C2.ハーネス類(FFC含む)、F.プラスチック部品、スタンド、G.金属部品、I.包装材、J.その他(A～I以外)の部品については、10g以上の各構成材料の主要成分（10%以上含有）の物質(chemSHERPA管理対象外の物質を含む)をchemSHERPAにて報告ください。

(例 1)鋼板の場合

物質				任意報告
物質	CAS 番号	材料あたり 最大含有率(%)	コメント	
Iron	7439-89-6	98		☒
Manganese	7439-96-5	0.5		☒

(例 2)プラスチック部品の場合

物質				任意報告
物質	CAS 番号	材料あたり 最大含有率(%)	コメント	
ABS	9003-56-9	80		☒

(例 3)段ボール箱の場合

物質				任意報告
物質	CAS 番号	材料あたり 最大含有率(%)	コメント	
Cellulose	9004-34-6	90		☒

また、前述の部品、材料以外においても、意図的または1000ppm以上の含有がある物質については、chemSHERPAの管理対象物質以外であっても、仕入先様での可能な範囲でchemSHERPAの任意対象物質として報告をお願いします。

6.3. 含有化学物質分析データ提出

RoHS指令の規制対象物質の含有濃度が規制値以下であることを証明するため、IEC62321の規定に基づき測定された分析データを定期的に作成願います。当社からの要請があった場合には提出をお願い致します。

7. 仕入先様における社内管理について

7.1. 化学物質管理体制

仕入先様には、以下の化学物質管理体制の構築と運用をお願いします。

- ・化学物質管理のための組織の役割および責任者の設定
- ・環境面に影響を与え得る業務の従事者に対する必要な環境教育の実施
- ・貴社仕入先からの化学物質情報の入手を含む化学物質管理のルール整備
- ・EIZOグリーン調達基準に基づく化学物質および環境情報の開示
- ・規制物質の混入リスクの確認と適切な混入防止管理
- ・納入製品および調達資材のトレース管理
- ・貴社仕入先に対する化学物質管理実施の要求と確認
- ・EIZOグリーン調達基準最新版の維持保管

7.2. 禁止物質含有部品の識別管理

仕入先様において当社に納入する製品または部品についてRoHS不適合など禁止物質含有に関する不適合が発生した場合、不適合品の混入防止の識別管理を確実に行ってください。また、当社に納入済みの製品または部品に不適合のあることが判明した場合は、すみやかに当社に通知いただき双方協議の上適切な対応をとるものと致します。

8. 書類・データの提出先

納入製品、部品毎のEIZO MISファイル、及びchemSHERPA-AIファイルは、当社の指定期日までに、当社開発部門の各担当者宛てに電子データでご提出ください。含有化学物質分析データの提出方法については、別途依頼時に案内致します。

仕入先様が、当該部品の最終製造者又は組立メーカーである場合は、仕入先様自らが当該部品および当該部品の設計、製造または組立について提出書類に記入のうえ、ご回答ください。尚、仕入先様が商社あるいは代理店の形態である場合は、最終製造者または組立メーカーに提出書類の記入をご依頼いただくか、又は仕入先様の責任において調査・回答いただいても結構です。

ご提出いただいた内容、その他の資料及び情報は、当社の環境に対する取り組みを広く認知していただく為に外部に公開する場合がございます。但し、当該公開は、前記目的の為に必要な場合に限り、かつ、仕入先様名が特定されることのないよう配慮致します。

【表 5-1】フッ素系温室効果ガス 対象物質リスト

物質名	略称	CAS RN
トリフルオロメタン	HFC-23	75-46-7
ジフルオロメタン	HFC-32	75-10-5
フルオロメタン	HFC-41	593-53-3
1,1,1,2,2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	354-33-6
1,1,2,2-テトラフルオロエタン	HFC-134	359-35-3
1,1,1,2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	811-97-2
1,1,2-トリフルオロエタン	HFC-143	430-66-0
1,1,1-トリフルオロエタン	HFC-143a	420-46-2
1,2-ジフルオロエタン	HFC-152	624-72-6
1,1-ジフルオロエタン	HFC-152a	75-37-6
フルオロエタン	HFC-161	353-36-6
1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	431-89-0
1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	677-56-5
1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	431-63-0
1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	690-39-1
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	679-86-7
1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	679-86-7
1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン	HFC-365 mfc	406-58-6
1,1,1,2,3,4,4,5,5,5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10 mee	138495-42-8
テトラフルオロメタン	PFC-14	75-73-0
ヘキサフルオロエタン	PFC-116	76-16-4
オクタフルオロプロパン	PFC-218	76-19-7
テトラデカフルオロヘキサン	PFC-3-1-10 (R-31-10)	355-42-0
ドデカフルオロペンタン	PFC-4-1-12 (R-41-12)	678-26-2
テトラデカフルオロヘキサン	PFC-5-1-14 (R-51-14)	355-42-0
オクタフルオロシクロブタン	PFC-c-318	115-25-3
パーフルオロデカリン	PFC-9-1-18 (R-91-18)	306-94-5
パーフルオロ(2-メチルペンタン)	PFC-4-1-14 (R-41-14)	-
六フッ化硫黄	SF6	2551-62-4
ヘプタフルオロイソブチロニトリル	-	42532-60-5
1-クロロ-2,3,3,3-テトラフルオロプロペン	HCFC-1224yd	-
トランス-1,2-ジフルオロエチレンおよび異性体	HFC-1132 and isomers	-
1,1-ジフルオロエチレン	HFC-1132a	75-38-7
4-(トリフルオロメチル)ノナフルオロ-2-ペンテン	-	84650-68-0
2,3,3,3-テトラフルオロ-1-プロペン	HFC-1234yf	754-12-1

1,3,3,3-テトラフルオロプロペンおよび異性体	HFC-1234ze and isomers	-
(E)-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロブテン	HFC-1336mzz(E)	66711-86-2
(Z)-1,1,1,4,4,4-ヘキサフルオロブテン	HFC-1336mzz(Z)	692-49-9
1-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペンおよび異性体	HCFC-1233zd and isomers	-
2-クロロ-3,3,3-トリフルオロプロペン	HCFC-1233xf	2730-62-3

【表 5-2】 オゾン層破壊物質 追加対象物質リスト (モントリオール議定書 Annex A, B, C, E に含まれない物質)

物質名	CAS RN
ジブロモジフルオロメタン(Halon-1202)	75-61-6

改訂履歴

版	改訂日	主な改訂内容
A	2004 年 5 月 1 日	・制定。
B	2004 年 5 月 25 日	・「環境への取り組み調査」の誤記修正。 ・「はんだ付け条件書」の説明文変更。
C	2004 年 6 月 28 日	・「環境基本方針」変更。
D	2004 年 7 月 20 日	・「はんだ付け条件書」に信頼性項目ページを追加。
E	2006 年 3 月 7 日	・閾値判定を RoHS に整合。 ・RoHS 除外項目例を追記。 ・JGP フォーマット画面の記載を変更。 ・「はんだ付け条件書」にフローはんだ付け条件を追加。
F	2006 年 11 月 10 日	・「環境への取り組み調査」から、「使用禁止物質不使用証明書」および「使用禁止物質全廃計画書」を削除。
G	2007 年 1 月 19 日	・「化学物質調査書」の作成手順内容を変更。
H	2008 年 1 月 22 日	・PFOS 対応追加。
J	2008 年 3 月 28 日	・「はんだ付け条件書」に吸湿特性を追加。
K	2008 年 9 月 1 日	・EPEAT 対応を考慮し、「Information for TCO'03」を改訂し「Material Information」に変更。
L	2010 年 6 月 18 日	・「環境への取り組み調査」の改訂。 ・「JGP + MI (Material Information)」を「AIS + MIS (Material Information Sheet)」に変更したことによる全面改訂。
M	2012 年 12 月 10 日	・タイトルを「EIZO グリーン調達基準」に変更。記入フォーム類（ファイル類）中の「ナナオ」を「EIZO」に変更。 ・含有禁止物質に DBT および DOT を追加。 ・【表 2】を【表 2-1】とし、基準値を一部改訂。 ・【表 2-2】「RoHS 適用除外項目」を追加。 ・環境への取り組み調査書を E 版から F 版に改訂し、5-1-3 項において、再提出依頼の時期を「2 年に 1 回」から「必要に応じて」に変更。 ・MIS ファイル Ver.1.0 を Ver.1.1 に改訂。 ・AIS ファイル Ver.3.1 を Ver.4.0 に改訂。 ・MIS/AIS の提出時期を「指定期日まで」に変更。 ・MIS/AIS 関連のダウンロードページアドレスを変更。 ・【表 3】MIS ファイルの調査項目の EU RoHS および SVHC の内容を一部変更。 ・リスクフレーズ関連、HBCDD、PAH の含有禁止を一部追加し、IARC レベル 2B を禁止対象から削除。以上に伴い【表 5.1】～【表 5.7】の内容を変更。 ・はんだ付け条件書を削除（ただし、運用は継続する）
N	2013 年 4 月 1 日	・社名変更（株式会社ナナオ ⇒ EIZO 株式会社）
P	2014 年 10 月 1 日	・文書番号を変更。RD-053N ⇒ RC02-053P ・EIZO MIS ファイル Version 変更。Ver.1.1 ⇒ Ver.1.2 ・EIZO AIS ファイル Version 変更。Ver.4.0 ⇒ Ver.4.1a ・禁止物質 DBT および DOT の基準値に「(スズ含有濃度)」追加。 ・DBT の適用除外項目の記載削除（2015.1.1 失効のため）。 ・【表 2-2】RoHS 指令除外項目の 16 および 40 に関する失効追記。 ・EPEAT(鉛)の対象品目を「ユーザーが容易に触れる箇所を持つ一部の部品」から「全ての納入品目」に変更。 ・SVHC 対象物質変更。84 物質 ⇒ 155 物質 ・表 6 において、EU06 追加および IA02 変更。

版	改訂日	主な改訂内容
Q	2016 年 7 月 1 日	・環境基本方針の「EIZO 株式会社」を「EIZO グループ」に変更。 ・「環境への取り組み調査書」を廃止。 ・EIZO MIS ファイルのバージョンを 1.2 から 1.3 に変更。 ・【表 1】に POPs および GS マークを追加。 ・含有禁止物質リストへ下記物質追加、及び一部基準値変更。 (39) エンドスルファン又はベンゾエピン (40) ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD) (41) 特定多環芳香族炭化水素 (PAH) ・【表 2-1】六価クロムについて、「皮革製品は 3ppm 未満」を追加。 ・【表 2-2】RoHS 指令適用除外項目の詳細リストを削除し、RoHS 指令参照に変更。 ・【表 2-2】として PAH に関する要求説明追加。 ・【表 3】の内容変更。「EU RoHS 指令または電池指令または包装材指令」を「法令禁止物質の非含有対応」に変更。SVHC の対象物質を 155 物質から 169 物質に変更。「赤リン」に関する項目を追加。「25g 以上のプラスチック部品に関する情報」においてプリント基板を対象から除外。 ・【表 5-1～4】に特定フタル酸エステルを禁止を追加。 ・【表 5-1～5】でヘキサブロモシクロデカンを削除。 ・【表 5-1 および 2】の難燃剤の要求に GreenScreen の概念を導入し、リスクフーズのリンクを変更。 ・【表 5-2】で「リン酸トリ-<i>o</i>-クレジル」を削除。 ・【表 5-4】で PAH 要求を削除。 ・【表 5-6】で「Packaging Ordinance」を「包装材指令」に変更。 ・別紙 1（環境への取り組み調査フォーム見本）および別紙 2（EIZO MIS ツールフォーム見本）削除。 ・6.2 項 AIS ツールバージョン変更。4.1a ⇒ 4.1b ・6.3 項「含有化学物質分析データ提出」を追加 ・7 項「仕入先様における社内管理について」を追加
Q	2016 年 8 月 1 日	・JAMP AIS ツールのバージョン訂正。4.1b ⇒ 4.1c
R	2018 年 2 月 1 日	・「JAMP AIS」を「chemSHERPA-AI」に変更し関連内容も変更。 ・MIS を Ver.1.3 から 1.4 に変更。 ・【表 1】に「カナダ 環境保護法」追加。 ・【表 2-1】No.1 の基準値に「かつ 1000ppm 以下」追加。 ・【表 2-1】No.1、8、40 の関連法規で「REACH Annex XVII」削除。 ・【表 2-1】No.13、14 の基準値から「意図的使用禁止かつ」削除。 ・【表 2-1】No.15 の物質名で塩素数「3 以上」を「1 以上」に変更。 ・【表 2-1】No.16 の基準値で「1000ppm」を「0.1ppm」に訂正。 ・【表 2-1】No. 40 の基準値に「かつ 100ppm 以下」追加。 ・【表 2-1】No.42～44 追加。 ・【表 3】の SVHC 対象物質を「2018 年 1 月公開分まで」に変更。 ・【表 3】の「プラスチック部品に関する情報」に「プリント基板」追加。 ・【表 3】の赤リンで「含有/非含有調査」を「詳細内容調査」に変更。 ・【表 4-1、2】で対象に「プリント基板」追加。 ・【表 4-1～4】で「特定フタル酸エステル」削除（【表 2-1】に移行）。 ・【表 4-3】難燃剤の要求事項を追加。 ・【表 4-6】第 2 項「ISO11469 に従った材料表示」を削除。 ・【表 4-6】第 5 項で「70%以上」を「85%以上」に変更。 ・【表 5】で JAMP 管理物質から chemSHERPA 管理物質に変更。

版	改訂日	主な改訂内容
S	2019 年 10 月 1 日	・「環境・エネルギー基本方針」改定。 ・5 項 記載文を見直し。 ・【表 2-1】No.10 の基準値に「意図的使用禁止」を追加。 ・【表 2-1】No.13 の物質名を修正。 ・【表 2-1】No.14 の基準値に「意図的使用禁止」を追加。 ・【表 2-1】BNST 等の一部の物質を削除し、No.を再割り当て。 ・【表 2-1】No.27 として PFOA を追加。 ・【表 2-1】*1 注記を追加。 ・6.1 項 EIZO MIS ファイルバージョン変更 1.4 ⇒ 2.0 ・【表 3】 REACH 規則 対象物質の条件追加： 提出する chemSHERPA Ver の管理対象物質を網羅すること。 ・【表 3】 REACH 規則 判定条件に「含有(A)」を追加。 ・【表 3】 REACH 規則 記載追加： chemSHERPA 遵法判断情報での報告。 ・【表 3】 カリフォルニアプロポジション 65 追加。 ・【表 3】 EIZO 環境要求 記載追加： 不適合時の追加情報記入。 ・【表 3】 プラスチック部への添加剤含有 追加。 ・【表 3】 4 項目削除： EPEAT(カドミウム、六価クロム)、EPEAT(鉛)、プラスチック部品に関する情報、LCD モジュールの水銀ランプに関する情報 ・【表 4-1】 EIZO 環境要求：「FPD モジュール」 要求追加： A1,A7,A9,A10 ・【表 4-1】 EIZO 環境要求：「FPD モジュール」 要求内容変更： A3,A8 ・【表 4-2】 EIZO 環境要求：「プリント基板」 要求内容変更： B1 ・【表 4-3】 EIZO 環境要求：「電気配線材(…)」 カテゴリ追加 ・【表 4-4】 EIZO 環境要求：「電気電子部品全般」 カテゴリ追加 ・【表 4-6】 EIZO 環境要求：「プラスチック部品」 要求内容変更： F4 ・【表 4-6】 EIZO 環境要求：「プラスチック部品」 要求追加： F7, F8 ・【表 4-7】 EIZO 環境要求：「金属部品」 カテゴリ追加 ・【表 4-9】 EIZO 環境要求：「梱包材」 要求内容変更： I1 ・【表 4-9】 EIZO 環境要求：「梱包材」 要求追加： I6, I7 ・【表 4-10】 EIZO 環境要求：「その他の部品」 カテゴリ追加 ・6.2 項 chemSHERPA Ver 記載削除 ・6.2 項 注記追加： chemSHERPA の全管理対象物質、SVHC の報告等 ・6.2.1 項 追加： 特定部品に対する chemSHERPA での任意報告物質報告 ・【表 5-1】、【表 5-2】、【表 5-3】、【表 5-4】追加
S	2020 年 3 月 12 日	・6.1 項 EIZO MIS ファイル Ver.2.0⇒Ver.2.0 以降 に訂正

版	改訂日	主な改訂内容
T	2021 年 12 月 1 日	・4 項① 化学物質管理体制の構築を追加 ・4 項①「CSR に関する取り組み状況調査書」から「製品含有化学物質管理に関する調査」に変更 ・【表 1】「ProdSG 法」に基づく GS マーク基準 AfPS GS 2019:01 PAK に改訂 ・【表 1】有害物質規制法(TSCA)を追加 ・【表 1】水銀含有および充電式電池管理法を追加 ・【表 1】亜鉛負極式一次電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の規制に関する要求事項を追加 ・【表 1】乾電池の製造、輸入、販売に関する規制を追加 ・【表 2-1】No.29 としてリン酸イソプロピルフェニル PIP(3:1)を追加 ・【表 2-1】No.30 としてペンタクロロフェノール PCTP を追加 ・【表 2-1】No.31 として炭素数 9 から 14 までのパーフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs)とその塩及び C9-C14 PFCA 関連物質を追加 ・【表 2-1】No.28 に意図的使用禁止を追記 ・【表 2-1】No.28 に除外用途を追記 ・【表 2-1】No.8 に PFOS 誘導体を追記 ・【表 2-1】No.9 に意図的使用禁止を追記 ・【表 2-1】No.13 に 1500ppm 未満を追記 ・【表 2-1】No.26 に 5ppm 以下を追記 ・【表 2-1】No.27 に 4 物質合計濃度 1000ppm 未満を追記 ・【表 2-1】*1 濃度に関する注記を追記 ・【表 2-1】*3 電池、蓄電池の化学物質法規制に関する注記を追記 ・【表 2-1】*4 包装材中の重金属の意図的使用禁止を追記 ・【表 2-1】*6 No.8 の PFOS に関する注記を追記 ・【表 2-1】*7 No.9 の PBBs に関する注記を追記 ・【表 2-2】アセナフチレン、アセナフテン、フルオレンを削除 ・【表 2-2】GS マーク PAH 基準 WEB リンクアドレスを変更 ・【表 3-1】REACH 規則 回答選択肢の文言変更 ・【表 3-1】添加剤の対象品目①プラスチック部品に外装部品のみ 0.5g 以上を追加 ・【表 3-1】電池・蓄電池の項目を追加 ・【表 4-1】A6、A7 当社開発、資材部門からの指定に関する記述を追記 ・【表 4-2】B1、B3 を追記 ・【表 4-3】C1 MIS への難燃剤記入を追記 ・【表 4-3】C1 当社開発、資材部門からの指定に関する記述を追記 ・【表 4-3】C1 AC コード、ケーブル納入仕様書への使用可塑剤の宣言書添付を追記 ・【表 4-5】E3、E4 追加 ・【表 4-6】F2、F5 外装に使用される 0.5g 以上のプラスチック部品を追記 ・【表 4-6】F5、F6 当社開発、資材部門からの指定に関する記述を追記 ・【表 4-9】I1 対象包装材からプラスチック部品の限定を解除 ・【表 4-9】I1 材料表示基準を 97/129/EC に変更 ・【表 4-9】I1、I2 表示困難な場合の記述を追記 ・【表 4-9】I4 対象の紙をパルプモールドに変更 ・7.1 項 仕入先様での社内管理に関する要求記述を追記 ・【表 5-1】規制対象物質に酸化スズインジウム、三酸化モリブデンを追加

版	改訂日	主な改訂内容
U	2023 年 4 月 1 日	・5 項 標題変更 含有禁止物質→管理対象化学物質 ・5.1 項 含有禁止物質 項番移動 5 項→5.1 項 ・【表 1】スイス「化学品リスク低減令」を追加 ・【表 1】フランス「循環経済法」を追加 ・【表 1】カナダ「特定有害物質禁止規則」を追加 ・【表 2-1】No.32 として F-GHG を追加 ・【表 2-1】No.33 として PFHxS を追加 ・【表 2-1】No.34 として MOAH を追加 ・【表 2-1】No.20 の基準値に 10ppm 以下を追加 ・5.2 項 監視対象物質 追加(項目新設) ・【表 2-3】監視対象物質リスト追加 ・5.3 項 報告対象物質 追加(項目新設) ・【表 2-4】報告対象物質の対象法規制・標準リスト追加 ・【表 3-1】REACH 規則 を削除 (EIZO MIS ファイルの調査項目から削除) ・【表 3-1】プロポジション 65 を削除 (EIZO MIS ファイルの調査項目から削除) ・【表 3-1】ベリウム を削除 (EIZO MIS ファイルの調査項目から削除) ・【表 3-1】項目名変更 添加剤(難燃剤/可塑剤)→プラスチック中の環境負荷物質 ・【表 3-1】プラスチック中の環境負荷物質 判定条件変更 添加剤 含有有無 → A)臭素・塩素 含有有無、B)リン 含有有無 ・【表 5-1】変更 プロポジション 65 対象リスト → フッ素系温室効果ガス対象リスト ・【表 5-2】ベンジジン系色素の代表例 削除 ・【表 5-3】DMOB 系色素の代表例 削除 ・【表 5-4】DMB 系色素の代表例 削除

V	2024 年 9 月 1 日	・3 項 適用範囲 包装材に関する補足説明追記 ・5.1 項含有禁止物質において、下記関連法規制および禁止物質に関する変更を反映 ・【表 1】欧州「F ガス規則」の規則番号を変更 ・【表 1】欧州「オゾン層破壊物質規則」を追加 ・【表 1】欧州「電池指令」から「電池規則」に変更 ・【表 1】インド「電池廃棄物管理規則」を追加 ・【表 2-1】No.7 のオゾン層破壊物質に対象物質を追加 ・【表 2-1】No.8 の PFOS の適用除外を削除 ・【表 2-1】No.28 の PFOA の適用除外を削除 対象物質として「分岐異性体」の記述（注釈*9）を追加 ・【表 2-1】No.29 の PIP(3 : 1)の適用除外を削除 ・【表 2-1】No.33 の PFHxS の基準値に「意図的添加禁止」を追加 対象物質として「分岐異性体」の記述（注釈*9）を追加 ・【表 2-1】No.34 の MOAH の基準値を変更 1% → 0.1% 基準値に「3~7 個の芳香環を含む MOAH」の濃度を追加 対象明確化の補足説明（注釈*10）を追加 ・【表 2-1】No.35 として MOSH を追加 ・【表 2-1】No.36 としてデクロランブラスを追加 ・【表 2-1】No.37 として UV-328 を追加 ・【表 2-1】No.38 として PFAS(繊維製品のみ対象)を追加 ・5.2 項 監視対象物質において、下記の監視物質に関する変更を反映 ・【表 2-3】No.1 MCCP の関連法規/規格として「ストックホルム条約」を追加 ・【表 2-3】No.2 として LC-PFCA を追加 ・【表 2-3】No.5 PFAS の関連法規/規格として「TSCA」を追加 ・【表 2-3】No.6 としてホルムアルデヒド（含有禁止物質指定済み）を追加 （規制対象範囲拡大の影響確認のため） ・【表 2-3】No.7 として PFOS（含有禁止物質指定済み）を追加 （閾値厳化の影響確認のため） ・【表 2-3】No.8 として HBCDD（含有禁止物質指定済み）を追加 （閾値厳化の影響確認のため） ・6.1 項 EIZO MIS バージョンの変更 Ver.2.2→Ver.2.3 ・6.1.1 項 調査項目 下記変更を反映 ・【表 3-1】プラスチック中の環境負荷物質において、 対象品目として「④電源用インレット（ソケット含む）」を追加、 および対象品目追加に伴い、対象品目の区分番号を調整 ・【表 3-1】プラスチック中の環境負荷物質において、 対象添加剤として「ビニルポリマー安定剤」を追加 また、ハーネス類の対象添加剤は「可塑剤」のみで可の補足説明を追加 ・6.1.2 項 追加要求-「EIZO 環境要求」において、下記変更を反映 ・【表 4-1】A.「FPD モジュール」の要項の構成を見直し、 A-3 にプリント基板、ハーネス類、プラスチック部品の各要件への適合を反映 ・【表 4-2】B.「プリント基板」の下記要項を変更 B-1 : 対象添加剤として「可塑剤」、「ビニルポリマー安定剤」を追加 別項の調査項目だった材料タイプを B-1 の要項に統合
---	----------------	--

版	改訂日	主な改訂内容
		・【表 4-3】C の区分に電源用インレットを追加し、ハーネス類は C2 の区分に移動 C-1：対象添加剤として「ビニルポリマー安定剤」を追加 別項の調査項目だった材料タイプを C-1 の要項に統合 ・【表 4-3a】C の区分から異動したハーネス類の要項として新たに追加 ・【表 4-5】E.「電池、蓄電池」の下記要項を変更 E-3：組込み製品からの分離対象として「電池」を追加 E-4：表示の対象規制を変更「電池指令」→「電池規則」 E-5 の要件を追加 ・【表 4-6】F.「プラスチック部品」の下記要項を変更 F-1：除外の条件を追加 F-4：FPD モジュールの条件を追加 F-5：対象添加剤として「ビニルポリマー安定剤」を追加 別項の調査項目だった材料タイプを F-5 の要項に統合 ・6.2.1 項 追加要求- 「化学物質調査」において、対象部品からハーネスを削除 ・【表 5-1】フッ素系温室効果ガス 対象物質リストに 13 物質を追加 ・【表 5-2】としてオゾン層破壊物質 追加対象物質リストを追加